

## 奈良県馬見丘陵公園スポンサー花壇事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、馬見丘陵公園スポンサー花壇事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 県は、馬見丘陵公園スポンサー花壇を設置し、馬見丘陵公園における花壇の植栽及び維持管理に対して協賛する団体（以下「スポンサー」という。）を募るものとする。

### (対象となる花壇)

第3条 対象となる花壇は、馬見丘陵公園において、馬見丘陵公園スポンサー花壇事業のために区画された箇所とする。

### (協賛)

第4条 協賛金の額は、別に定める。

- 2 協賛の期間は、次条第2項の規定による承認があった日（以下「協賛開始日」という。）からその年度の3月31日までとする。
- 3 複数年度にわたり協賛を希望する場合にあっては、年度ごとに手続を行うものとする。
- 4 既納の協賛金は、返還しないものとする。

### (協賛手続)

第5条 馬見丘陵公園スポンサー花壇事業に協賛する者は、協賛申出書（様式第1号）により知事に申し出るものとする。

- 2 知事は、前項の申出書の内容を審査し、適当と認められるときは、協賛申出承認書（様式第2号）及び協賛金の納付書を発行するものとする。
- 3 知事は、協賛金の納入を確認したときは、協賛金受領書（様式第3号）により通知する。
- 4 スポンサーは、自己の都合により協賛を中止する旨を書面にて申し出ることができる。

### (スポンサープレートの設置)

第6条 知事は、協賛金の納入を確認したときは、花壇にスポンサーの名称等を記したプレート（以下「スポンサープレート」という。）を協賛の期間中設置するものとする。

- 2 知事は、前条第4項の規定による申出があったとき、又は次条に該当したときは、スポンサープレートを取り外すものとする。

### (申出者の制限)

第7条 第5条第1項の規定による申出をした者（以下「申出者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、スポンサーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業者であるとき。
- (2) 貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）第2条に規定する貸金業者であるとき。
- (3) 県の指名停止措置または資格停止措置を受けているとき。
- (4) 次のいずれかに該当する事由があると認められるとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法（平成15年6月13日法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業者に該当する。
- (6) 業種または商品の性質上、消費による事故またはトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要な事業を営む法人であるとき。

- (7) 営業停止その他の不利益処分を受けているとき。
- (8) 行政機関等からの指導による改善がなされていないとき。
- (9) 県税を滞納しているとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当でないと認めとき。

2 知事は、申出者がスポンサーになった後に前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第5条第2項の規定による承認を取り消すものとする。

(申出者の優先取扱)

第8条 知事は、申出者が前年度に引き続きスポンサーとなる場合は、当該申出者を他の申出者に優先してスポンサーとすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、馬見丘陵公園スポンサー花壇事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

## 協賛申出書

年 月 日

(あて先) 奈良県知事

奈良県馬見丘陵公園スポンサー花壇実施要綱の内容を了承し、事業に協賛しますので、次のとおり申し込みます。

企業・団体名称	
フリガナ 代表者名	
フリガナ 担当者名 (代表者と同じ場合は不要)	
住所	〒
電話番号	
F A X	
メールアドレス	@
協賛内容	本事業の趣旨に賛同し、馬見丘陵公園のスポンサー花壇設置への協賛
協賛年度	年度
口数	口

※スポンサー名等の掲出については、希望される形態での掲出ができないこともございますので、予めご了承ください。

※スポンサー名及び提供された社章・ロゴなどはHP、SNS等に掲載することがありますので、予めご了承ください。

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

## 協賛金申出承認書

奈良県知事

年 月 日付けの馬見丘陵公園スポンサー花壇事業協賛申出について、奈良県馬見丘陵公園スポンサー花壇事業実施要綱5条第2項の規定により、下記のとおり承認いたします。

記

スポンサーとなる 企業・団体名称及び 代 表 者 名	
協 賛 の 年 度	

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

## 協賛金受領書

奈良県知事

お申し出のございました馬見丘陵公園スポンサー花壇事業への協賛金について、ありがたく受領いたしました。

協賛金額 \_\_\_\_\_ 円

協賛期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで